

果樹園土壤管理と除草剤

果樹園の土壤管理は、古くは清耕法が主体で、一部敷わら(草)法が慣行とされていたが、昭和20年代より被覆作物法及び草生法を含めて、土壤管理法の本格的な研究がすすめられ、今日かなりの水準まで解明されている。

いずれの管理法も長所とともに短所をもっており、樹種、台木、立地条件及び地域の労力・材料事情等から今日みられるような多様な管理法が採用されるに至っている。

土壤管理法と除草剤が密接な関連をもつのはいうまでもないが、清耕法については、枯草型除草剤が広く利用され、機械による中耕除草とともに省力化に大きく貢献しており、それぞれの地区のあらゆる草種に適用できる除草剤の開発に対する要請はあるものの当面一応の対応ができる状況にある。

草生法においては、単一草種の草生を望む場合は豆科にしろ禾本科にしろきびしい選択性と適用草種の広い幅が要求されることから、なお多くの問題が残されており、従って現状にみるような雑草草生をやむなくしている。また、草生法の最大の短所である、果樹生育期間における果樹と草生との養水分の競合の問題については、果樹の年間生育段階に応じて競合回避の必要度の高い時期を選び数回の刈草を必要とするが、この刈草に代替するため抑草目的を以て茎葉処理剤が単位面積当り使用量の調節あるいは除草剤種類の選択により使用されているが、抑草必要期間が長時日にわたる場合には、枯草剤の連続使用よりも「殺さず伸ばす」型の抑草剤が労力・薬剤コスト面より望ましく、この種除草剤は、法面及び傾斜非農耕地においても利用

目次 (第16巻第1号)

世界の畑作雑草と除草体系

- (3) 主要作物の除草体系……………2
＜宇都宮大学 竹松哲夫・竹内安智＞

ノビルの生態と防除……………15

＜大阪府立大学農学部 山口裕文＞

1. はじめに……………15
2. 雑草のネギ属 *Allium* と変異……………15
3. ノビルの生活史と変異……………16
4. Wild Garlic の防除……………18
5. おわりに……………18

昭和56年度畑作関係除草剤試験成績

- 概要……………19
＜財団法人 日本植物調節剤研究協会＞

昭和56年度水稻・畑作関係生育調節

- 剤試験成績概要……………27
＜財団法人 日本植物調節剤研究協会＞

外国文献抄録

- feverfew(ナツシロギク)について……………30

新除草・調節剤

- ・植物成長調整剤「アトリナール」……………35

価値が高いものとする。

〔財団法人 日本植物調節剤研究協会会長 千野知長〕